

男性の家事分担促進冊子作成業務委託 仕様書

本仕様書は、栃木県（以下、「甲」という。）が発注する「男性の家事分担促進冊子作成業務委託」を受託する者（以下、「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 業務名

男性の家事分担促進冊子作成業務委託

2 事業の目的

男性の視点で身近な家事から取り組めるようなヒントを提示することによって、男性が自発的に家事分担を行うきっかけとなる冊子を作成・配布及びWEBへ掲載することにより、家事分担や家事スタイルの違いから生じる男女の認識のすれ違いを防ぎ、男性がより家事に取り組む環境づくりを促進することで、家庭における女性の負担を軽減し、女性が就業を継続しやすい環境づくりを推進する。

3 委託期間

契約締結の日から令和5（2023）年3月17日まで

4 業務内容

①冊子作成

（1）冊子の仕様

- ア A5サイズ（縦）、中綴じ、24ページ程度
- イ 表紙、本紙マットコート90kg、フルカラー

（2）冊子の内容

冊子名は「とちぎのKAJIDANブック」とする。次の内容を必須とし、その他、乙からの提案がある場合はその内容を甲乙協議して掲載する。

第1部 ガイダンス 家庭での共同の必要性に関する記事。

内容：そもそも家事とは何なのかを分かりやすく説明する記事を掲載するとともに、家事分担が必要な理由（例えば第2子出生に男性の家事・育児時間の影響がみられることや男性の家事参画が家庭内の満足度に影響すること等）について分析した記事を掲載する。

目的：男性が家事分担を行う必要性を意識する一助とする。

第2部 ア 既婚女性による対談（4名を想定。うち2名は子育て中の女性とする。幅広い意見を取り入れるために職種等が偏らないようにする。）

内容：夫に協力して欲しい家事の内容やどの様に家事に取り組んでもらいたいかや「名もなき家事」について等の対談内容を掲載し、夫婦間の相互理解の一助となる様な記事を掲載する。

目的：家事分担や家事スタイルの違いから生じる男女の認識のすれ違いを客観的に明示し、男性

が家事に取り組む上での参考にする。

<留意点>

- ・対談者の選定については、乙の提案により甲乙協議して決定すること。
- ・対談は1回とし、開催日時及び開催場所については乙の提案により甲乙協議して決定すること。
- ・対談に協力していただいた出演者に謝金4千円程度及び交通費実費を支払うものとする。

イ 栃木県庁の男性職員による座談会の収録

内容：家事についての考え方、家事の役割分担について等の座談会の様子取材し冊子への掲載する。

目的：男性目線での家事に対しての考え等を明示することで男性の家事に対する取り組み姿勢を知る一助とする。

<留意点>

- ・県庁職員による座談会のため、会場準備や謝金等の積算は不要とする。

第3部 初心者向け家事等のヒント集（例：整理整頓術等の豆知識、「名もなき家事」への理解と実践、民間の家事分担アプリの紹介など）に関する記事

内容：家事に対する負担感を軽減し、男性が気軽に家事に参加するきっかけとなる内容とする。

目的：整理整頓術や洗濯の仕方等、基本的な家事に対する有用な豆知識を掲載する。併せて、取り組む際のポイントとして、夫婦でお互いの不得意な点を補うことや、良く夫婦間でやり方について話し合うことが大切なことを啓発する内容とする。

付 録 妻からの提案「分担して欲しい」、夫からの提案「分担したい」家事リスト

内容：妻が夫に分担して欲しい家事、夫から分担したい家事を自由に記入できるテンプレートを添付する。

目的：男女双方の分担する家事が見える化し、男性の家事参加を促進させる。

<冊子作成の留意点>

- ・冊子作成にあたっては、必要に応じて一ヶ月に一度以上、進捗状況を甲に対し連絡し内容について協議を行うこと。
- ・冊子作成にあたっては、冊子作成監修アドバイザーを2名配置すること。監修アドバイザー選定については、乙の提案により甲乙協議して決定すること。なお、謝金は10万円程度とし、委託料に含むものとする。
- ・読みやすく、分かりやすい冊子となるよう、文字の羅列ではなく、イラスト等を取り入れた分かりやすい内容とする。
- ・冊子については、令和5(2023)年2月末までに校了し印刷を行うこと。

②ミニ講座の実施

(1) 冊子作成監修アドバイザーによるミニ講座の実施

- ・冊子作成監修アドバイザーのうち1名については、県内のアドバイザーとし、アドバイザーによ

る「男性の家事力の向上」をテーマとしたミニ講座を実施すること。

内容：家事の基本的なやり方（例えば整理整頓術）を実践的に学べるものとする。

※座学のみではなく実技も行う講座にすること。

対象：県内の独身男性 10 名～20 名程度

目的：講座を受講した感想や寄せられた家事に対する男性の意見等について冊子内容に反映させることで、男性の家事に対する取組姿勢への理解の一助とする。

会場：とちぎ男女共同参画センターライフアトリエ（定員 20 名）とする。

<留意点>

- ・ミニ講座運営に係る一切の業務は乙が行うこと。
- ・受講者には参加費の負担を求めないものとする。
- ・会場費は積算から除外すること。
- ・講師謝金等は冊子作成監修アドバイザーの謝金に含むものとする。

③冊子の配布

(1) 成果品（冊子）の市町への配布

冊子 16,970 部については、県内 25 市町の婚姻届提出先関係課に対し配布を行う。残部 3,030 部については、人権・青少年男女参画課に納品すること。

<留意点>

- ・県内 25 市町については、別紙 1 成果品の提出先一覧のとおり
- ・提出にあたっては、甲が市町の担当課へ連絡調整を行った後、甲の指示のもと乙が配布を行うものとする。

④冊子の e-book 作成及びWEB化

(1) デジタルコンテンツの作成

ア 冊子データを e-book としてデータ化する。

イ 完成した冊子のWEB化

- ・完成した冊子の内容をとちぎのすべての女性のための活躍応援ナビ「TOCHIGI WOMAN NAVI (<http://www.tochigi-woman-navi.jp/>)」内に、特設ページとして制作すること。

<留意点>

- ・スマートフォン・タブレットに適した表示対応とすること。
- ・特設ページの設置にあたっては、とちぎのすべての女性のための活躍応援ナビ「TOCHIGI WOMAN NAVI」の運営・保守管理委託事業者との調整等を行うこと。

4 成果品の提出

ア とちぎのK A J I D A Nブック冊子 3,030 部（人権・青少年男女参画課納品分）

イ 冊子のPDFデータ、e-book 形式化データ 各 1 部

ウ 冊子内容のスマートフォン・タブレット表示対応の特設ページ 一式

5 その他

(1) 業務責任者等の通知

委託契約後、乙は業務遂行上の責任者を定めるとともに、事業計画書を作成し、甲に書面で提出するものとする。

(2) 成果品に関する権利

事業の成果は甲に帰属する。また、本事業の実施に当たって、第三者が権利を有する著作物又は知的所有権等を利用する場合には、乙の責任において、その権利の使用に必要な費用負担や使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うこととする。

(3) 第三者への委託

乙は、委託業務を自ら実施する者とする。但し、委託業務を効率的に実施するために必要な場合は、業務の一部をあらかじめ甲の承認を受けた上で第三者に委託することができる。

(4) 委託料の支払時期

委託料の支払いは、事業完了検査後の精算払とする。

(5) 機密保持及び個人情報の保護

本事業の実施に際して、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、事業終了後も同様とする。事業実施のための個人情報の取り扱いについては、別途甲が示す「個人情報取扱特記事項」の定めに従うものとする。

(6) 証拠書類等の保管

乙は、本委託事業の実施に要した経費は他の事業と経理区分するとともに、帳簿及び全ての証拠書類を備え、令和9（2027）年度末日まで保管しなければならない。また、甲の求めに応じ、関係資料の提出を行うこと。

(7) 感染予防対策

本事業の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策の上、実施すること。新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により、本仕様書の内容に変更が必要となった場合は、甲の指示を受けて対応すること。

(8) その他

本仕様書に定めのない事項であっても甲が必要と認め、指示する簡易な事項については、契約金額の範囲内で実施するものとする。

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

別紙 1 成果品の提出先一覧

配布先	部数	〒	所在地
宇都宮市	5,700	320-8540	宇都宮市旭1-1-5
足利市	1,100	326-8601	足利市本城3-2145
栃木市	1,160	328-8686	栃木市万町9-25
佐野市	890	327-8501	佐野市高砂町1
鹿沼市	740	322-8601	鹿沼市今宮町1688-1
日光市	560	321-1292	日光市今市本町1
小山市	1,500	323-8686	小山市中央町1-1-1
真岡市	700	321-4395	真岡市荒町5191
大田原市	580	324-8641	大田原市本町1-4-1
矢板市	220	329-2192	矢板市本町5-4
那須塩原市	1,000	325-8501	那須塩原市共墾社108-2
さくら市	420	329-1392	さくら市氏家2771
那須烏山市	130	321-0692	那須烏山市中央1-1-1
下野市	540	329-0492	下野市笹原26番地
上三川町	240	329-0696	上三川町しらさぎ1-1
益子町	150	321-4293	益子町大字益子2030
茂木町	50	321-3598	茂木町大字茂木155
市貝町	70	321-3493	市貝町大字市塙1280
芳賀町	90	321-3392	芳賀町大字祖母井1020
壬生町	290	321-0292	壬生町大字壬生甲3841-1
野木町	190	329-0195	野木町大字丸林571
塩谷町	70	329-2292	塩谷町大字玉生741
高根沢町	360	329-1292	高根沢町大字石末2053
那須町	140	329-3292	那須町大字寺子丙3-13
那珂川町	80	324-0692	那珂川町馬頭555
小計	16,970		
人権・青少年男女参画課	3,030	320-8501	宇都宮市塙田1-1-20
小計	3,030		
合計	20,000		